

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和56年7月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、58年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を56年7月5日に、喪失日に係る記録を58年9月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和56年7月から57年9月までの期間を11万8,000円、同年10月から58年7月までの期間を12万6,000円、同年8月を14万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月5日から58年9月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、申立期間にA株式会社に勤務しており、所持する昭和56年分の確定申告書では社会保険料等が記載されており、厚生年金保険料が給与から差し引かれていた記憶もあるので、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA株式会社から提出のあった人事記録、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人は申立期間当時、当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、B健康保険組合の被保険者台帳によると、申立人は当該事業所において、昭和56年7月5日に被保険者資格を取得し、58年9月1日に同資格を喪失したことが確認できる。

さらに、当該事業所では、「健康保険と厚生年金保険の加入手続は複写式で同時に行われていたので、健康保険に加入している者は、厚生年金保険にも加入していたはずであり、給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」と回答しているところ、申立期間前後に当該事業所で健康保険の被保険者資格を取得した者 10 人は、いずれも健康保険の同資格の取得と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該事業所における健康保険と厚生年金保険の取扱いが一体的になされていたことがうかがえる。

加えて、B健康保険組合では、「申立期間当時、健康保険の得喪届については複写式の様式を使用しており、同健康保険組合に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所（当時）にも提出していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人について、昭和 56 年 7 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び 58 年 9 月 1 日に同保険を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行っていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、B健康保険組合の被保険者台帳の記録から、昭和 56 年 7 月から 57 年 9 月までの期間は 11 万 8,000 円、同年 10 月から 58 年 7 月までの期間は 12 万 6,000 円、同年 8 月は 14 万 2,000 円とすることが妥当である。